

平成26年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部改正について

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部を改正する条例

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例（昭和
62年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」
を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

教育長の給料月額および期末手当の額を平成26年4月から平成27
年3月までの間について減額するため